

# 公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 長崎労働局

- 1 開催日 令和3年7月27日(火)
- 2 監視委員数
- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 委員長 | 堀江 憲二 | 弁護士       |
| 委員  | 東 直美  | 公認会計士・税理士 |
| 委員  | 福澤 勝彦 | 大学教授      |
- 3 審査対象期間 令和3年1月1日～令和3年6月30日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ①競争入札によるもの
- |                     |            |            |
|---------------------|------------|------------|
| ・審査対象件数             | <u>0 件</u> |            |
| ・審議件数               | <u>0 件</u> |            |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの |            | <u>0 件</u> |
- ②随意契約によるもの
- |         |            |  |
|---------|------------|--|
| ・審査対象件数 | <u>0 件</u> |  |
| ・審議件数   | <u>0 件</u> |  |
- (2) 物品・役務等
- ①競争入札によるもの
- |                                  |             |             |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| ・審査対象件数                          | <u>34 件</u> |             |
| ・審議件数                            | <u>34 件</u> |             |
| うち、契約金額が500万円以上の案件               |             | <u>18 件</u> |
| うち、参加者が一者しかいないもの                 |             | <u>7 件</u>  |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの           |             | <u>0 件</u>  |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの |             | <u>0 件</u>  |
- ②随意契約によるもの
- |                                   |             |            |
|-----------------------------------|-------------|------------|
| ・審査対象件数                           | <u>25 件</u> |            |
| ・審議件数                             | <u>25 件</u> |            |
| うち、新規案件で競争性のない随時契約で調達しているもの       |             | <u>0 件</u> |
| うち、企画競争又は公募したが、参加者(応募者)が一者しかいないもの |             | <u>1 件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの            |             | <u>0 件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの  |             | <u>1 件</u> |

5 審査案件の抽出方法

全件を審査対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

今回の公共調達監視委員会において不適切等と判断されたものなし。

## 7 審議の概要

### (1) 物品・役務等の競争入札案件

(委員) No.24 の事業について、総合評価落札方式となっているが、落札率に含まれるものはあるのか。

また、過去3年間の落札率と比較すると、今回は非常に高い落札率となっているが、何か理由があるのか。

(労働局) 落札率は、予定価格に対する契約金額の割合として算出しています。

予定価格は厚生労働省本省から示された額を基に算定しており、不正等は考えられない。応札に参加する業者は1者のみの状況が続いており、過去の落札状況を踏まえ、高めの入札金額を設定した可能性もあると考えられます。

(委員) 過去の落札率から推測すると、今回の予定価格が低めに設定されている可能性も考えられる。

(委員) 特に問題があると考えているわけではないが、何か事情が分かった段階で連絡してほしい。

(委員) No.2 のカラープリンター購入契約に関し、2色対応の機種としている理由及び特定業者の機種を指定している理由は何か。

(労働局) フルカラーの機種にすると、調達後も消耗品の調達や修理時に費用が2色の機器よりかかることや、設置予定の所属からの希望を踏まえ、2色対応の機種としています。

いわゆる印刷機を製造しているメーカーが少なく、2色対応機種となると限られてきます。仕様書では、理想科学工業の機種を推奨機種としていますが、仕様書に合えば他社の機種でも応札は可能としております。

(委員) No.34 の業務用自動車賃貸借契約に関し、補足資料の備考欄に「総合評価落札方式」との表示はあるが、詳細が記載されていない。技術点とは何を基に点数を付けているのか。説明をお願いしたい。

(労働局) 記入漏れです。申し訳ありません。口頭で説明いたします。自動車の環境性能に関する得点及び入札金額に関する得点に基づき、落札業者を決定しております。総合評価点は、補足資料No.34 の備考欄に記載しております。

なお、環境性能については、燃費に対して評価をしており、仕様を満たす車種のうち最も燃費が良い車種に対し、入札にて指定された車種の性能を比較し数値化しております。

(委員) No.34 の業務用自動車賃貸借契約に関し、落札順位2番手の業者は自動車メーカーではないようだが、どの車種で応札しているのか。

(労働局) 落札業者及び2番手の車種は「ニッサン」、3番手は「トヨタ及びダイハツ」にて応札しています。

(委員長) 物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

(2) 物品・役務等の随意契約案件

(委員) No.15のリコー製複写機の保守契約について、落札率が68.56%となっている。

他の随意契約については、契約額と予定価格が同額となる契約もあることから、予定価格の設定方法について再説明をお願いします。

また、他の随意契約と違い、この契約のみ公募としている理由として、他にリコー製品を取り扱っている業者が県内にいないことを確認するためとの説明であったが、応募する業者が出た場合の対応はどうなるのか。

(労働局) リコーのカタログに記載されている単価と昨年度契約の契約単価を平均した単価に、使用実績数を乗じ予定価格を決定しています。

最初から相手が1者しかいないことが明らかな随意契約については、契約相手方の見積額をもって予定価格としておりますが、当該調達では他に応募する業者があった場合に、一般競争入札へ移行することもあり得ますので、このような算定方法を採用しています。

(委員長) 物品・役務等の随意契約案件については、適正と判断する。